

**別表第七 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表
第二第六号に掲げる小形交流電動機**

別表第十二に掲げる基準のうち電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第二第六号に掲げる小形交流電動機に該当する基準を適用するものとする。